

## 融資・出資の制度の概要

### 1. 融資

融資の主な条件は以下の通りです。

融資割合 原則として総事業費の70%を上限とする。特に必要と認められる場合には80%  
(案件の特性等に応じて必要性は個別に検討)

償還期間 原則として20年以内(最長25年) うち据置は原則として5年以内(最長10年)

金利体系 機構による調達金利を基準とし、借入人の信用力等を勘案の上、償還期間を含め  
政府開発援助の要件となるグラント・エレメント(GE) 25%以上となるよう金利  
を設定。

通貨 円建て、ドル建て、ユーロ建て、現地通貨建て(インドネシアルピア、フィリピンペ  
ソ等通貨スワップ市場取引が可能な通貨)。

担保及び保証 必要に応じて、機構が適格と認める物的担保又は保証を徴求する。

スキーム プロジェクトファイナンス、コーポレートローン、バンクローン。

### 2. 出資

出資の主な条件は以下の通りです。

出資方法 原則として現地企業等への直接出資。出資比率は25%以下、かつ、最大株主の出  
資割合を超えない場合、かつ無限責任は取らない場合とする。優先株を含む種類  
株等も可能。

出資期間・退出方針 事業の特性に応じて個々に出資前に退出方針を設定し、中核企業及び  
出資先企業と合意。出資期間は個別案件の退出方針において規定。

### 3. ファンドを通じた支援

海外投融資においては、個別事業への直接的な支援に加え、ファンドを通じた支援も実施可  
能です。ファンドを通じた支援に係る考え方は以下の通りです。

- 比較的小規模な複数の案件を対象とすることによって、より高い開発効果が得られるもの  
について、ファンドを通じた支援を行います。具体的には、中堅・中小企業、BOP等  
の社会開発事業、水や再生エネルギーを含むインフラ事業、気候変動や災害対策への取  
組、国営企業改革への取組等が対象として考えられます。ファンドへの支援は、短中期  
的にはリスクが高く、民間企業や金融機関だけでは成立が困難であるが、機構等が支援  
することにより民間資金の呼び込み効果が得られるもの、あるいは、機構等によるファ  
ンドへの支援を通じてビジネスプラクティスを構築し、将来的には、民間資金がその役  
割を担うことが期待されるものが対象となります。
- 加えて、中小企業を始めとする日系企業等とのビジネスマッチングが図られる等、日本  
の技術・ノウハウが活かされている点も重要な要素の一つです。
- 当面は、ファンド運営に実績・知見のある国際機関や他ドナー、その他の組織等とのパ  
ートナーにより支援を行うこととなります。